

財形住宅預金

平成25年1月4日現在

1. 商品名	・財産形成住宅預金(期日指定定期預金方式)
2. ご利用いただける方	・当金庫と財産形成住宅預金取扱契約を締結している企業の満55歳未満の従業員の方 ・お一人1契約で、1金融機関に限ります。
3. 期間	・積立期間5年以上(年1回以上の預入が必要です)
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・給与または賞与からの天引き預入 預入ごとに期日指定定期預金を作成します。 ・1回1,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・この預金の支払は、法令で定める住宅の取得等のための対価に充てるときに払戻できます。(払戻の際には、適格な払戻であることを確認するための書類の提出が必要になります) イ「住宅取得等」後の払戻方法 住宅の取得等をした日から1年以内に、住宅の取得等に要した金額を限度として1回限り払戻します。 ロ「住宅取得等」前の払戻方法 財形預金残高の90%、または住宅の取得等に要した金額のいずれか低い額を限度として1回限り払戻します。この一部払戻をした場合、払戻の日から2年後の応答日または住宅の取得等をした日から1年後の応答日のいずれか早い日までに、住宅等に要した金額と一部払戻額との差額を限度として1回限り払戻します。 ・上記イ、ロの方法により財形預金の払戻を行った場合でも、引き続き預入をすることができます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・お預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示金利の利率を適用します。 ・個別の定期預金ごとに満期時に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年ごとの複利計算。
7. 税金	・財産形成年金預金との合算で550万円を限度として非課税とすることができます。 ・上記非課税限度額を越える場合は、元本全額の利子について20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	——
9. 付加できる特約事項	財形非課税制度の取扱ができます。
10. 中途解約時の取扱	・住宅の取得等以外の目的による払戻は、要件外払戻となり、要件違反日以後は20.315%の分離課税扱いとなります。さらに、要件違反日5年以内に付された利息については、20.315%の遡及課税(追徴)となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・個別の定期預金毎の解約が満期日前となる場合は、表1「定期預金の期限前解約利率一覧(期日指定定期預金)」の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により、1年毎の複利で計算した期限前解約利息とともに支払います。

11. 金利情報の入手方法	・ホームページをご覧いただくか、窓口または店頭備え付けの情報表示ボードでご確認いただけます。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部(9時～17時、電話:053-472-2114 フリーダイヤル 0120-046-022)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等、静岡県弁護士会(電話:053-455-3009)のあっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です。利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)へお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)および静岡県弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
13. その他の参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・財形非課税制度を利用の場合でも、1年間に1回以上の預入がない場合等、財形貯蓄の要件を満たさない事態が発生した場合は、課税扱いとなります。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。

表1 定期預金の期限前解約利率一覧(期日指定定期預金)

預入期間が6カ月未満の場合	解約日の普通預金利率
預金期間が6カ月以上1年未満の場合	預入日の2年以上の利率×40%
預金期間が1年以上1年6カ月未満の場合	預入日の2年以上の利率×50%
預金期間が1年6カ月以上2年未満の場合	預入日の2年以上の利率×60%
預金期間が2年以上2年6カ月未満の場合	預入日の2年以上の利率×70%
預金期間が2年6カ月以上3年未満の場合	預入日の2年以上の利率×90%

(注)小数点第3位以下切り捨て